

地域材の利用に対してポイントが付与されます。ポイントは、地域の農産物や地域商品券などと交換できます。

### (1) 木材利用ポイントの付与対象

地域材を基準以上利用すること、資源量に悪影響を与えないこと等の条件を満たす、次に掲げたものです。

### 1 木造住宅の新築・増築又は購入

「対象工法(※1)」によるものであり、主要構造材等において、過半に相当する量以上の対象地域材(※2)を使用するもの。 使用する対象地域材の産地及び 樹種を看板等により広く表示するもの

- ※1 対象工法:樹種又は地域を示して定める以下の工法のほか、事業目的に照らし適切と認められるもの
  - ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法
  - ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法
  - ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法
- ※2 対象地域材:1)及び2)のいずれも満たすもの
  - 1) 以下のア~ウのいずれかの木材(産地等が証明される木材)
  - ア 都道府県等により産地が証明されるもの
  - イ 民間の第三者機関により認証された森林から産出されるもの
  - ウ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づき合法性が証明されるもの
  - 2) 資源量が増加しているものして、あらかじめ定める樹種又は事業目的に照らし適切と認められる樹種であること
  - ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロ

# 2 住宅の床、内壁及び外壁の木質化工事

対象地域材が過半を占める建築材料を使用する一定面積以上(床及び内壁では9㎡以上、外壁では10㎡以上)の工事

#### 3-木材製品、木質ペレットストーブ等

対象製品、木材利用ポイントの付与数等については、現在検討中であり、4月以降改めて周知されます。

# 木材利用ポイントの付与数

①木造住宅の新築、増築又は購入 1棟当たり30万ポイント。

②内装・外装木質化工事(住宅の床、内壁及び外壁) 木質化工事の行われた床及び内壁については、 1棟当たりの面積がそれぞれ9㎡以上、木質化工事の 行われた外壁については、1棟当たりの面積が10㎡以上 のものについて、右記の区分で木材利用ポイントを付与。

床	(新築)	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
	(リフォーム)	9㎡ 3万ポイント 以降3㎡増えるごとに1万ポイントを加算
内壁	(新築)	9㎡ 1.5万ポイント 以降3㎡増えるごとに5千ポイントを加算
	(リフォーム)	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
外壁	(新築/リフォーム)	10㎡ 1.5万ポイント 以降10㎡増えるごとに1.5万ポイントを加算

### (2) 木材利用ポイントの申請方法

(1)のポイントの付与対象となる製品の所有者等が、郵送又は各地に設けられる申請窓口にて行います。

# (3) 木材利用ポイントの交換

地域の農林水産品、農山漁村体験型旅行、商品券、森林づくり・木づかいに対する寄附、即時交換等 交換するポイントは、1ポイント1円相当となります。また、木材利用ポイントの申請等に当たっては、各種証明 書類が必要になります。

上記情報は平成25年3月28日林野庁報道発表資料によるものです。詳細・最新情報は林野庁のHP(http://mokuzai-points.jp/)でご確認ください。



「三河郷土に学ぶ家づくり」ホームページ ⇒ http://mikawa-ie.jp

愛知県西尾市吉良町富好新田字蔵井戸24番地 TEL 0563-32-1319 FAX 0563-32-3274